

# ワールドワイド・マリーバ ・インジャնクションの承認・執行

小 梁 吉 章

## 1. はじめに

最近、債権者が債務名義を得て、民事執行を行おうとしても、債務者の財産の大半がわが国には存在しておらず、実はとうに外国に送金されていて、外国の銀行の預金になっている事例が起きている<sup>(1)</sup>。このような債務者の執行逃れに対しては、本案の裁判の提起前、またはその係属中に債務者の財産の移動を禁ずる保全手段<sup>(2)</sup>をとることが考えられるが、債権者の気づかないうちに債務者が財産を外国に移していた場合には、この方法をとることは困

---

(1) 1996年の国際法協会第67回ヘルシンキ大会「国際民商事紛争分科会」は、冒頭で「民事手続によって債権回収を確保しようとする原告の試みが、判決に先立って財産を分割して遠隔地に置こうとする不道徳な債務者によって実行不可能になっているのは、世界の共通の経験が示すところである」と報告し、勝訴判決を取得した債権者の債権回収の実効性を上げるために、債務者が財産を移動することを禁ずる「仮のまたは保全の手段」(*provisional and protective measures*)が必要であるとしている(*Report of the Sixty-seventh conference held at Helsinki, The International Law Association, 1996, p. 185*)。

(2) コリンズは保全手段には紛争に対する最終決定が下されるまでの間の現状を維持する手段、債務者の財産処分を禁ずる手段の2種類があるとし、前者の例としてイギリスの*interlocutory injunction*、アメリカの*temporary restraining order*、フランスの*ordonnance de référé*、ドイツの*Einstweilige Verfügung*、イタリアの*provvedimenti d'urgenza*を挙げ、後者の例としてイギリスの*Mareva Injunction*、フランスの*saisie*、ドイツの*Arrest*、イタリアの*sequestro*を挙げる(Collins, *Essays in International Litigation and the Conflict of Laws*, Clarendon Press, 1994, p. 11)。

難である。また、同様のことは包括執行である会社の倒産事件においても生じうる<sup>(3)</sup>。

しかし、仮に財産が世界のどこにあろうと、債務者自身に対してその財産の処分を禁ずることができれば、債務者が財産を外国に移した後でも、債務者の財産を保全することが可能になる。

これがイギリス判例の形成したワールドワイド・マリーバ・インジャնクションである<sup>(4)</sup>。今日では、イギリスに住所を有する個人やイギリスに営業の本拠を有する法人がわが国に所在する銀行に預金口座や証券保管口座を持ってたり、わが国に所在する損害保険会社に対して保険金請求権を持っている。仮に、こうした個人や法人がイギリスの裁判所からワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの命令を受けたらどうだろうか。こうした個人や法人が預金債権を有するわが国の銀行や保険金請求権を有するわが国の保険会社に対して、資金を他の銀行の口座に送金するように指示を出したり、保管されている証券を売却処分するように指示を出したら、指示を受けた側のわが国の銀行や保険会社はどのように対応すればよいのだろうか。指示されたとおり実行すべきだろうか、あるいはインジャնクションがあることを理由に拒絶すべきだろうか。イギリス法上、インジャնクションに反した場合には債務者のみならず第三者も法廷侮辱の制裁を受ける可能性があるが、

---

(3) たとえば、BCCI事件では経営者に対するマリーバ・インジャնクションが出されている（Re Bank of Credit and Commerce International SA (No 9) ; Re Bank of Credit and Commerce International (Overseas) Ltd, Court of Appeal, Civil Division, [1994] 3 All ER 764, [1994] 1 WLR 708）。

(4) ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションについては、すでに三木教授の論稿がある（三木浩一「渉外的民事保全手段の新たな可能性—英國判例法が創設したワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの評価と検討を通して」法研65巻4号57頁、5号25頁）。同論文は、マリーバ・インジャնクションおよびワールドワイド・マリーバ・インジャնクションに関わるイギリス判例を個別に紹介・検討している。

この制裁に対してはどのように対処すべきだろうか。

今日のように売買取引、証券投資、不動産投資などの商取引が国境を超えて盛んに行われ、さらに金銭債権が国際的に売買されている時代には、国際取引の現場でいつワールドワイド・マリーバ・インジャնクションに関わる具体的な事件が発生するとも限らない。わが国ではこれまでイギリスの裁判所のワールドワイド・マリーバ・インジャնクションが裁判上問題となった例はないようであるが<sup>(5)</sup>、フランスで最近この問題に関する破壊院判決が出ている。この判決を手がかりに、わが国の裁判所にイギリスのワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの執行判決が求められた場合の問題について検討することとしたい。

## 2. マリーバ・インジャնクションとワールドワイド・マリーバ・インジャնクション

伝統的に、イギリスには仮のまたは保全の手段が存在しなかつたが、1975年に初めてマリーバ・インジャնクションが導入された<sup>(6)</sup>。これは、債務者の財産の処分を禁ずる差止命令の形式で行われ、1975年の日本郵船事件<sup>(7)</sup>において初めて発せられたが、その1ヶ月後のマリーバ・コンパニア事件<sup>(8)</sup>に

(5) 小林教授は、1994年の論稿で、実際には仮差押類似の外国保全処分の承認・執行はほとんど生じておらず、問題となるのは家事関係の非訟処分であるとしている（小林秀之「国際民事保全法の構築に向けて」ジュリ1052号56頁）。

(6) *Report of the Sixty-seventh conference held at Helsinki*, The International Law Association, 1996, p. 186.

(7) *Nippon Yusen Kaisha v. Karageorgis and another* [1975] 2 Lloyd's Rep 137. 日本郵船は所有船舶3隻をギリシャ・ピレウスに事務所を有するジョージ・カラゲルギオスとジョン・カラゲルギオスの二人との間で傭船契約を結んだ。二人の傭船者が傭船料を支払わなかった。ピレウスの事務所は閉鎖されていたが、傭船者の銀行口座がロンドンにあることが判明したため、日本郵船が訴えの提起後に *ex parte* の *interim injunction* を申し立て、デニング裁判官はこれを認めた。

因んでこの名が付けられた。日本郵船事件判決で、デニング裁判官は「この種のインジャնクションは従来行われたことがなく、判決に先立って被告の財産を差し押さえたり、処分を禁ずることはイギリスの裁判所の伝統になかった」が、「この実務を変更する時期が来たようであり、今回申し立てられた命令を発しない理由はない」と述べて、イギリスにおけるマリーバ・インジャնクションの革新性を強調している<sup>(9)</sup>。マリーバ・インジャնクションは当初判例で形成され、その後、法律に根拠を得るに至っている<sup>(10)</sup>。

さらに、1988年のババナフト事件<sup>(11)</sup>、ハイチ対デュバリエ事件<sup>(12)</sup>、ダービー事件<sup>(13)</sup>の3事件で、控訴裁判所は、債務者にイギリス国内のみならず全世界に有するその財産の処分を禁することとした。いわゆるワールドワイド・

---

(8) *Mareva Compania Naviera S. A. v. International Bulkcarriers S. A.* [1975] 2 Lloyd's Rep 509. マリーバ社は所有する船舶をインターナショナル社に定期傭船に出した。インターナショナル社は同船舶をサブ・チャーターに出した。同船舶は、フランス・ボルドーからインド向けに肥料を積み出し、再傭船者はインターナショナル社との契約に基づいた傭船料の支払を行わなかった。このため、インターナショナル社は最初の2回の傭船料をマリーバ社に支払ったが、3回目以降支払わなかった。マリーバ社は、インターナショナル社を相手に支払を求める訴えを提起し、インターナショナル社のロンドンの送達代理人に送達された。マリーバ社は、上記の日本郵船事件判決に基づいて、銀行口座の残高を管轄外に移動、処分することを禁じる差止命令(*injunction*)を申し立てた。第1審の裁判所は *Lister v. Stubbs* [1890] 45 Ch. D. 1に基づき、差止命令を発する権限がないとしたが、抗告審は「債務が支払うべき状態にあり、債務者が判決前にその財産を処分する危険がある場合、裁判所は審訊方式の差止を命ずる管轄を有しており、これはその場合に当たる」とした。

(9) ただし、クニベルティによれば、シティ・オブ・ロンドン慣習法では15世紀以降 *foreign attachment* の手続が存在し、1881年に廃止された由である (Cuniberti, *Les mesures conservatoires portant sur des biens situés à l'étrangers*, L. G. D. J., 2000, p. 58)。ただし、この手続は *in personam* 手續ではなく、*in rem* 手續であり、インジャնクションとは異なる (三木浩一「渉外的民事保全手段の新たな可能性」法研 65巻5号28頁)。

マリーバ・インジャンクションである。

マリーバ・インジャンクションはイギリスに住所・営業の本拠を有する債務者にイギリス国内からの財産の所在の移動を禁ずる差止命令であり、衡平

- (10) マリーバ・インジャンクションは、その後 The Supreme Court Act 1981 の 37 条 3 項に規定され、さらに 1999 年に Civil Procedure Rules に 25 条として規定され、現在では法令上の根拠に基づく保全手段となっている The Supreme Court Act 1981 の 37 条 3 項は、The power of the High Court under sub. (1) to grant an interlocutory injunction restraining a party to any proceedings from moving from the jurisdiction of the High Court, or otherwise dealing with, assets located within that jurisdiction shall be exercisable in case where that party is, as well as in case where he is not, domiciled, resident or present within that jurisdiction. と規定し、1999 年 Civil Procedure Rules 25 条の (f) は、「freezing injunction」として、(i) restraining a party from removing from the jurisdiction assets located there と (ii) restraining a party from dealing with any assets whether located within the jurisdiction or not と規定する。
- (11) Babanaft Co. SA v Bassatne [1990] Ch13, [1989] 1 All Er 433, [1989] 2 WLR 232, [1988] 2 Lloyd's Rep 435, [1989] ECC 151. ベハエディン・バサトゥンとワリド・バサトゥンが設立した石油輸出入会社ババナフト社はビーストン社と傭船契約を結んだが、傭船料を支払わなかつたため、ビーストン社がババナフト社に対する傭船料支払請求の訴えを提起した。ババナフト社がこの裁判で敗訴し、その後、ババナフト社は支払不能に陥り、ヘイワード氏が管財人 (receiver) に選任された。ヘイワード氏がベハエディンとワリドの二人を相手にババナフト社が被った損害の支払いを求める訴えを提起した。ヘイワード氏は、この訴えと併せて両被告がバナナフト社を通じて各国に移動させた財産の処分の禁止を命じるワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを申し立てた。
- (12) Republic of Haiti v Duvalier [1990] QB 202, [1989] 1 All Er 456, [1989] 2 WLR 261, [1988] 1 Lloyd's Rep 111. ハイチ共和国は 1957 年からフランカルコア・デュバリエが大統領職にあり、1971 年にフランカルコアが死去すると、その息子のジャン=クロード・デュバリエが大統領職を継承した。1986 年に暴動が起き、ジャン=クロード・デュバリエは出国し、政権は崩壊し、同年ハイチ共和国は、ジャン=クロード・デュバリエ前大統領、その家族およびその関連する会社に対して財産返還の訴えをフランスの裁判所に提起した。さらに、原告ハイチ共和国はイギリスの裁判所に、フランスでの本案訴訟の係属期間中のワールドワイド・マリーバ・インジャンクションと被告に財産の開示を求める命令を申し立てた。

法に基づく人的管轄 (*in personam*) に基づく手続によって行われるために<sup>(14)</sup>、債務者に対するイギリスの裁判所の人的管轄が認められれば、債務者の財産がどこに所在しようと、マリーバ・インジャンクションを命ずることは可能である<sup>(15)</sup>。したがって人的管轄・物的管轄 (*in rem*) の概念のないわが国など大陸法系の国際民事訴訟法にとって異質な制度である<sup>(16)</sup>。

- 
- (13) Derby & Co. Ltd. v Weldon [1990] Ch. 48, [1989] 1 All Er 469, [1989] 2 WLR 276, [1989] 1 Lloyd's Rep 122. アメリカの銀行関連会社ダービー社はイギリスのコモディティ・ブローカー会社 CML を買収し、CML の経営者であったウェルデンらを引き続き經營に当たらせたが、ウェルデンらはその後に行った融資取引で多額の貸倒れを発生させた。このためダービー社はウェルデンらを相手に契約違反などを理由に損害賠償請求の訴えを提起した。原告は併せて、ウェルデンら被告の財産の処分を禁ずるワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを申し立てた。
  - (14) ババナフト事件では、被告（インジャンクションの被申立人）は、レバノン人でイギリスには居住していなかったが、本案の事件がイギリスの裁判所に係属したことから、インジャンクションの人的管轄が認められたものと考えられる。ハイチ対デュバリエ事件では、被告はフランスに居住し、本案事件もフランスの裁判所に係属したが、被告はイギリス国内に代理人を有していた。ダービー事件では、被告はイギリス会社の役員であった。
  - (15) 人的管轄事件であるから、債務者がイギリスに所在しない場合は、被告債務者の財産がイギリス国内にあっても、イギリスの裁判所に人的管轄がなく、マリーバ・インジャンクションを発することができない。この場合は、イギリス裁判所規則 (Rules of the Supreme Court) 11章1条の管轄外への送達の可否が問題となる。この事例として、1979年シスキナ事件 (Siskina (owners of cargo lately laden on board) and other respondents and Distos Compania Naviera S. A. [House of Lords] [1979] AC210) と1995年メルツェデス・ベンツ事件 (Mercedes-Benz AG v Leiduck [1996] 1 AC 284, [1995] e All ER 929, [1995] 2 Lloyd's Rep 417, [1995] 3 WLR 718) がある。シスキナ事件ではイギリス国内に財産を有するギリシャの船会社に対するマリーバ・インジャンクションが申し立てられ、メルツェデス・ベンツ事件ではドイツに居住する者が香港、モナコなどに有する財産についてワールドワイド・マリーバ・インジャンクションが申し立てられたが、いずれも人的管轄がないとされた。債権者は供手傍観する結果となった。

また、ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションを受けた債務者がイギリス国外の第三者に対して債権を持っている場合がある。すなわちイギリス国外の第三債務者の問題がある。ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションは、被告債務者の全世界に散在する財産をあまねく対象とするが、イギリス国外の第三債務者自体はイギリスの裁判所の裁判管轄下にはないので、ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの直接の効果を受けることはないからである<sup>(17)</sup>。このため、イギリスと第三債務者の所在国との間の国際的な保全管轄の調整が必要となる。上記のババナフト事件判決において、カー裁判官は「本案判決前のマリーバ・インジャնクションを命じること

(16) ところが、わが国と同様に大陸法系のフランスの国際倒産手続で最近、判例でマリーバ・インジャնクションに類似した制度が認められるようになった。たとえば、破産院2002年11月19日判決 (Cass. 1er civ. 19 nov. 2002, D. 2003, Jur. p. 797, note : Khairallah, Rev. crit. DIP 2003, p. 631, note : Muir Watt) は、事前にフランスで再生手続に入ったブラショ夫妻がベルギーとスペインに有する財産について、再生計画に基づく資産譲渡を促進するために、再生管財人に現地での外国倒産手続承認援助手続をとらないことを認めた判決があり、さらにベルギー、スペインにある財産は再生計画には記載されていなかったことを奇貨として、再生債権者であるウォルムス銀行が現地（スペイン）で再生債務者の財産に対する執行手続をとったことに対して、再生管財人がその差止めを求めたものである。ウォルムス銀行が差止に違反した場合には、アストラント（罰金強制）が予定されていた。ただし、アストラントは、法廷侮辱と異なり、刑事制裁の性格はない。この事件では、債務者の在外資産に対する個別執行の差止の根拠を国際倒産における普遍主義に求めているが、本判決の批評でミュイール＝ワットは、マリーバ・インジャնクションに類似するこの新たな手続によって、保全手段が豊富になったと評価し、EUの2000年5月29日「支払不能手続に関する規則番号1346－2000号」において、管財人は財産の所在にかかわらず、普遍的に仮のまたは保全の手段をとることができること（前文第16）を指摘している。

(17) コリンズは「銀行のような第三者が、完全にイギリス国外に所在し、イギリス国外でのみ行為した場合には、たとえインジャնクションの存在を承知していても、法廷侮辱はない」としている (Collins, Essays in International Litigation and the Conflict of Laws, Clarendon Press, 1994, p. 90)。

#### 44- ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの承認・執行（小梁）

とは法的には禁止されていないが、当該命令が当該国の裁判所によって執行されない限り、イギリスの裁判所の管轄外の財産や第三者には命令は直接の効果をもたない」としている。すなわち、イギリス国外の第三債務者にとっては、当該国で執行が宣言された場合にのみ、マリーバ・インジャンクションに効果が認められることになる。これがいわゆるババナフト事件判決で定立された「ババナフト条件 (*Babanaft proviso*)」である。ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションはイギリスの裁判所の管轄の下にある債務者に対して差止を命じる命令であるが、一国の裁判所の命令に過ぎないから、その領土外では効力がなく、第三債務者の所在国で差止めの効果を生じさせるために執行判決を要するのである。

では、本論に戻って、イギリスの裁判所のワールドワイド・マリーバ・インジャンクションについてわが国の裁判所に執行判決を求める訴えが提起された場合、認容すべきかどうかという問題に入りたい。

### 3. ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションのわが国での効果

まず、イギリスの裁判所でワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを得た債権者は代理人を通じて、国内外の第三債務者に対してインジャンクションの存在を通知することになる<sup>(18)</sup>。このようなインジャンクション通知を受取ったわが国の銀行や保険会社が同時に債務者から送金指示などを受け取っていた場合、どうすべきだろうか。

まず、この場合、これらの銀行、保険会社はインジャンクションを通知した原告代理人に、わが国の執行判決を取得するように回答することになる<sup>(19)</sup>。ただし、これらの銀行や保険金債権を有する保険会社がイギリス国内に支店を有しており、わが国の執行判決が取得されないために、わが国の銀行、保険会社のわが国国内の本支店が債務者の指示にしたがった処理を行な

---

(18) ババナフト事件では、原告の代理人が各国の47の機関に通知したようである。

った場合、本支店は同一法人格であるから、銀行、保険会社のイギリス国内の支店がイギリスの裁判所からインジャンクション違反を理由に法廷侮辱の制裁を受けるおそれがある<sup>(20)</sup>。これは、ワールドワイド・マリーバ・インジ

- (19) 執行判決の裁判であっても裁判には相当の期間を要するので、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを命じられた債務者からわが国の銀行、保険会社が送金等の指示を受けても、銀行・保険会社としては、預金債権者・保険金請求者である被告債務者に執行判決の裁判が係属している間は受けとった送金指示を実行できないことを通知することになる。ただし、銀行・保険会社が債務者の指示を処理しないことによって、債務者（預金債権者、保険金請求者）が損害をこうむった場合、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを命じられた債務者（預金債権者、保険金請求者）から訴えを提起されるおそれがある。
- (20) アメリカの事件で、アメリカ国内に支店を有する外国銀行が問題となった事件として、In re : sealed case 825 F. 2d. 494 (1987) がある。ある事件に関連して、アメリカの検察局が在外の個人の銀行取引情報を入手することとした。しかし、当該銀行はアメリカから見て外国の銀行であり、そこから顧客情報を入手するのは不便であるとの理由で、アメリカの検察局はこの外国銀行の在米の支店から情報を入手することとした。このため、当該在米支店に対する地裁のグランド・ジュリー・サピーナの発行を求め、サピーナを当該在米支店とその職員に送付した。同在米支店およびその職員は、アメリカの検察局は当該情報を本店所在国から入手すべきであること、顧客情報を証言することは本店所在国の銀行守秘義務に反し、刑事犯罪となることを挙げて、顧客情報の提供と陪審裁判における証言を拒んだ。アメリカの検察局はアメリカの裁判所がアメリカの免責を認めていると説得したが、これに対して、当該在米支店はアメリカの裁判所に本店所在国の刑事免責を与える権限はないとして拒み続けた。地裁の段階で、当該在米支店の職員は法廷侮辱罪に問われた。控訴裁判所は、外国銀行の在米支店とその職員の本店所在国における起訴の惧れは、十分に現実的ではない（not convinced that the fear of prosecution in this case is “real”）とし、また、在米支店の職員と本店所在国との関係は理解できるものの、現に同職員はアメリカで勤務しており、本店所在国で勤務しているわけではないこと、同職員が本店所在国に帰国した場合にのみ訴追を受けることを挙げて、法廷侮辱に当たるとした。ただし、法廷侮辱罪の執行は外国法の侵害に当たるとして、その執行を否定するという解決をとった。この事例では、当該外国銀行の本店所在国には銀行守秘義務が法定されていた。わが国には銀行守秘義務の法律の明文がないので、同様のケースでは法廷侮辱罪とされる可能性がきわめて高い。

#### 46—ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの承認・執行（小梁）

ヤンクションに固有の問題ではなく、外国法人の支店に対する人的管轄の拡張の問題であり、確実に生じうる規制の抵触の問題であるが、本稿のテーマからは外れる問題である。

では次に、これらの銀行、保険会社からの「わが国の執行判決を取得するように」との回答を受けて、インジャնクションを通知した原告代理人がわが国の裁判所にワールドワイド・マリーバ・インジャնクションについて執行判決を求めた場合には、わが国民事訴訟法 118 条の要件を充足するとして、民事執行法 24 条の執行判決を言い渡すことができるだろうか。

わが国民事訴訟法 118 条は、外国裁判所の確定判決の承認について、法令または条約により外国裁判所の裁判権が認められること（1号）、敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達を受けたこと、またはこれを受けなかつたが応訴したこと（2号）、判決の内容および訴訟手続が日本における公の秩序または善良の風俗に反しないこと（3号）、相互の保証があること（4号）を要件としている。

したがつて、（1）マリーバ・インジャնクションは「確定判決」に当たるか、（2）マリーバ・インジャնクションを命じる裁判では被告に対する手続が保障されているか、（3）マリーバ・インジャնクション違反に対しては法廷侮辱罪が予定されているが、これはわが国の公序に反しないか、さらに（4）第三債務者に対して原告代理人が直接通知することは適法か、という 4 点が問題となる。

##### （1）確定判決性

民事訴訟法 118 条にいう「確定判決」の意義について、通説は「実体私法上の法律関係につき、当事者双方の審尋を保障する手続により、裁判所が終局的にした裁判であることを要し、またそれをもって足りる」としており<sup>(21)</sup>、外国の保全命令はわが国では承認対象適格がないとするのが通説であり<sup>(22)</sup>、大審院大正 6 年 5 月 22 日判決<sup>(23)</sup>、最高裁昭和 60 年 2 月 26 日判決<sup>(24)</sup>も同様

である。ただし、異論もある。石黒教授は、外国の保全処分（仮差押・仮処分の裁判）について、当該外国におけるその種の裁判の安定性が一応のものであれば、やはり承認の対象になると見てよいのではないかとしている<sup>(25)</sup>。中野教授もこの意見を評価している<sup>(26)</sup>。三木教授は「権利実現の必要性と緊急性、保全命令が取消・変更される蓋然性（裁判の安定性）、債務者の損害の回復可能性などを総合的に考慮して、債権者を保護すべき要請が債務者を保護すべき要請を上回る場合には、外国裁判所による保全命令の承認・執行を認めてよい」としている<sup>(27)</sup>。宮脇教授は「仮差押、仮処分の裁判はここにいう確定判決に入らないが、金銭の支払いを命じた仮処分—アメリカの

- (21) 竹下守夫「判例から見た外国判決の承認」新堂=鈴木他編『判例民事訴訟法の理論（下）』（有斐閣、1995）523頁など。
- (22) 中野教授は、終局的な争訟解決に当たらない仮差押・仮処分は含まれないとしながら、今後、国際的にも効力を認め合っていくことが必要であるとしている（中野貞一郎『民事執行法 [新訂4版]』（青林書院、2000）176頁）。
- (23) 大審院大正6年5月22日判決民録23輯793頁（法律新聞1278号30頁）。アメリカ国籍のハリエット・エー・イ・ルスとジョン・イ・ルス夫妻は別居し、二人は子のオルガ、ナタリーの看護権を争った。アメリカ・マサチューセッツ州の裁判所は裁判で妻ハリエットに看護権を認め、夫ジョンが子を連れて、わが国に移った。そこで妻が東京地裁に子の引渡しを求めて訴えた事件である。大審院は、当該裁判所の裁判は「仮処分タルノ性質ヲ有スルニ止マリ確定力ヲ有スル終局判決ノ性質ヲ有セサルヲ以テ外国タル日本ニ於テ効力ヲ是認スヘキ筋合ニ非サルコト固ヨリ当然ナリ」、「本訴ノ請求ハ到底失当タルヲ免カレス」として、上告を棄却した。
- (24) 最高裁昭和60年2月26日第三小法廷判決家月37卷6号25頁。イタリアの裁判所が同国の離婚法上の要件とされる5年間の裁判上の別居の期間中の子の監護権者を指定した命令について、「所論の命令は民訴法200条に言う確定判決に当たらない」とした（南敏文「判批」渉外百選第3版156頁、中野俊一郎「判批」ジュリ857号126頁）。また、外国裁判所の決定について執行判決を認めた例として、東京地裁昭和42年11月13日判決下民集18卷11・12号1093頁、最高裁平成10年4月28日第三小法廷判決民集52卷3号853頁（判時1639号19頁）がある。
- (25) 石黒一憲『国際私法 [新版]』（有斐閣、1990）229頁。
- (26) 中野俊一郎「外国未確定裁判の執行（上）」際商13卷9号625頁。

injunction も同じく「は執行判決を求める場合があろう」としている<sup>(28)</sup>。大橋判事は「一応、判決についてのみ執行判決をなしうると解すべき」であるが、「決定、命令についても類推適用する見解もありうる」とする<sup>(29)</sup>。また、小林教授は「外国保全処分のための保全処分という特殊保全処分を肯定するほうが妥当」として、新たな制度の構築を提案している<sup>(30)</sup>。一方、上村教授は、後掲の欧州司法裁判所のドニラウラー事件判決に対してドイツの研究者から強い批判があったことを紹介しつつ、「仮の権利保護措置は、緊急を要するということから、その手続における当事者権の保障が希薄になるきらいがある点からみて、慎重な検討が望まれる」としている<sup>(31)</sup>。道垣内教授は結果的に執行が不当であった場合の問題を挙げ、結論を留保している<sup>(32)</sup>。

国際的な民事執行、倒産手続が増加している中で、保全処分の必要性が高まっているが、許否の客観的な基準については、明らかにされていないのが現状である。

## (2) 手続保障の問題

ここでの手続的保障とは「実体私法上の請求権につき当事者双方の審尋を保障することと一般に解されている<sup>(33)</sup>。日本郵船事件とマリーバ・コンパニア事件では、本案の裁判の提起後またはそれと同時に、インジャնクションが申し立てられている。さらに、ババナフト事件では、本案判決が言い渡

- (27) 三木浩一「涉外保全処分」石川=小島編『国際民事訴訟法』(青林書院, 1994) 173頁。学説判例も紹介されている。
- (28) 宮脇幸彦「訴訟」『貿易実務講座第8巻』(有斐閣, 1962) 552頁。
- (29) 香川保一監修『注釈民事執行法(2)』(金融財政事情研究会, 1985) 108頁〔大橋寛明〕)。
- (30) 小林秀之「国際民事保全法序説」上法38巻1号55頁。
- (31) 上村明広「外国裁判承認理論に関する一覧書」曹時44巻5号852頁。
- (32) 道垣内正人「涉外仮差押・仮処分」澤木=青山編『国際民事訴訟法の理論』(有斐閣, 1987) 488頁。

された翌日に *ex parte* 手続が申し立てられている。インジャնクションの裁判とは別に、本案の裁判において被告債務者に対する審尋が行われており、これらの事件では、債務者にとってインジャնクションの申立てが不意打ちとなってはいない。ただし、現実にはマリーバ・インジャնクションの多くは本案の提起前に相手方債務者の財産の処分を予防的に禁止するするために申し立てることが多く、この場合には、被告に対する訴状の送達が行われない。

### (3) 刑事制裁の問題

外国の判決に刑事的性格が認められる場合に、わが国の民事執行法上の執行判決が与えられるか否かが争点となった事件として、最高裁平成9年7月11日第二小法廷判決<sup>(34)</sup>がある。アメリカ・カリフォルニア州の裁判所はわが国に会社らに補償的損害賠償と懲罰的損害賠償の約3倍に相当する懲罰的損害賠償を命ずる判決を言い渡し、その後同外国判決の執行判決を求める訴えがわが国の裁判所に提起された。最高裁は「本件外国判決のうち、補償的損害賠償及び訴訟費用に加えて、見せしめと制裁のために被上告会社に対し

(33) 中野貞一郎『民事執行法 [新訂4版]』(青林書院, 2000) 176頁, 鈴木=三ヶ月編『注解民事執行法(1)』(第一法規出版, 1984) 388頁〔青山善充〕。

(34) 最高裁平成9年7月11日第二小法廷判決民集51巻6号2530頁(判時1624号90頁)。日本法人のアメリカ・カリフォルニア州子会社が、アメリカ・オレゴン州の不動産開発業者と独占開発者契約書を、同州パートナーシップと賃貸借契約を結んだ。その後親会社である日本法人がアメリカの裁判所にアメリカ側の契約先その他を相手として上記賃貸借契約には強制力がないことの確認と損害賠償を求める訴えを提起した。一方、契約先は日本法人に対して賃貸借契約の履行、損害賠償を求める反訴を提起した。カリフォルニア州裁判所は、賃貸借契約には法的拘束力がないことを確認したが、日本法人らに補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を命ずる判決を言い渡し、同州控訴裁判所は控訴を棄却し、判決が確定した。原判決は、東京高裁平成5年6月28日判決(判時1471号89頁, 判タ823号126頁, 金判927号3頁)。

懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は、我が国の公の秩序に反するから、その効力を有しない」とした。

ワールドワイド・マリーバ・インジャンクション自体は債務者による財産処分を禁止する保全処分にすぎない。したがって、本来刑事的性格はないが、インジャンクションに違反した場合に法廷侮辱罪が課される。このような違反に対する刑事的制裁をもって、インジャンクションが刑事的なものといえるかどうかが問題となる。

#### (4) 原告代理人から第三債務者への通知

これまでワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの通知がわが国の銀行や保険会社に届いた例があるかどうか、寡聞にして承知していない。仮に原告代理人から送られた通知を受け取っても、わが国の銀行・保険会社としては、上記のババナフト条件のとおり、イギリスの裁判所のインジャンクションはそのままではわが国においてなんらの効力がないから、わが国には執行判決の手続があることを答えるにとどまるであろう。

次に、ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションが民訴条約<sup>(35)</sup>、送達条約<sup>(36)</sup>などに沿った裁判上・裁判外の文書の送達手続に則って送達された場合は問題となろう。

わが国では送達とは「当事者その他の訴訟関係人に対し、法定の方式にしたがって、訴訟上の書類を交付して、その内容を了知させ、現実に交付することができない場合には、交付を受ける機会を与え、かつ、これらの行為を公証する裁判機関の訴訟行為である<sup>(37)</sup>」とされている。送達は「受託国の法律上権限を有する当局が行」い（民訴条約3条1項）、「受託国の中中央当局」

---

(35) 「民事訴訟手続に関する条約」（昭和45年6月5日条約第6号）。

(36) 「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」（昭和45年6月5日条約第7号）。

が「文書の送達又は告知を行う」（送達条約5条1項）のであるから、嘱託による送達は命令を発した国の主権行為ではなく、受託国自身の行為である。受託国において嘱託国における法定の効果を生じさせるものではなく、命令が下されたという事実を通知するにとどまるものと考えられる<sup>(38)</sup>。したがって、仮に原告代理人の申立てにより、ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの通知が民訴条約・送達条約にしたがって送達された場合といえども、それだけでは第三債務者を拘束する効果を持たず、第三債務者を拘束するためにはわが国の執行判決の手続を必要としよう。

#### 4. フランス破毀院 2004年6月30日判決<sup>(39)</sup>

わが国ではワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの執行判決の事例はないようであるが、最近フランス破毀院がワールドワイド・マリーバ・インジャնクションについて執行判決（*exequatur*）を認めた事例がある。この判決を参考にワールドワイド・マリーバ・インジャնクションに対する執行判決の可否の問題を考えてみたい。

##### （1）事案の概要と判旨

事案の概要：

ドイツ人ウォルフガング・ストルゼンベルク（Wolfgang Stolzenberg）は、カナダ・モントリオールに不動産開発を業とするカストール・ホールディング

(37) 三宅＝塩崎＝小林編『注解民事訴訟法（2）』（青林書院、2000）305頁 [木村元昭]。

(38) 藤井まなみ「日本国内において債権差押えがなされた場合における外国の第三債務者への送達の適法性」法学政治学論究20号（1994）256頁を参照。

(39) Cass. 1er civil., 30 juin 2004, Stolzenberg et al. c / DaimlerChrysler et al., D 2004 Jur. p. 2743, note : Bouche. 判決文は <http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=133971&indice=2&table=CASS&ligneDeb=1> で見ることができる。

グ (Castor Holding) を設立した。監査証明のある最後の年度である 1990 年には総資産 17 億カナダドル、純利益 3120 万ドルを計上したが、その 2 年後の 1992 年に破産手続を申立てた。カナダの銀行 CIBC メロン・トラスト、ロイヤル・トラストのほか、ダイムラー・クライスラー・カナダ、欧州系銀行などの債権者は、カストール・ホールディングは借入金をストルゼンベルクの経営する他の会社に転貸し、その転貸先からは利息をいっさい徴求しておらず、1986 年以降のカストール・ホールディングの決算は粉飾であったとして、ストルゼンベルクの責任、カストール・ホールディングの監査を担当した会計法人クーパース・ライブランドの責任の両方を追求することとした。ストルゼンベルクは、ロンドンに住居および財産を有していたため、CIBC メロン・トラスト、ダイムラー・クライスラー・カナダ、ロイヤル・トラストの債権者らはイギリスの高等法院に訴えを提起し、高等法院は 1998 年 2 月 25 日に被告ストルゼンベルグの責任を認め、次いで同 4 月 24 日にストルゼンベルクに対して原告それぞれに 1 億 6334 万カナダドル、6885 万カナダドル、1 億 2501 万米ドルの支払を命じる判決を言い渡し、あわせてストルゼンベルクに対して 4 億 1100 万カナダドルの限度で、資産の処分を禁じるワールドワイド・マリーバ・インジャンクションを命じた。

さらに、CIBC メロン・トラストなど 3 原告は、パリ大審裁判所にフランス国内での本件ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの執行を求め、大審裁判所は 1998 年 6 月 15 日、ロンドン高等法院の判決 2 件と差止命令について執行判決を言い渡した。ストルゼンベルグは控訴したが、2000 年 10 月 5 日判決でパリ控訴院は第一審判決を支持し、控訴を棄却した。ストルゼンベルクが上告した。

判旨：

上告棄却。

上告審でストルゼンベルクは、(1) パリ控訴院は当該高等法院判決と命令

が「民事および商事に関する裁判管轄ならびに判決の執行に関する 1968 年 9 月 27 日ブラッセル条約」（以下、ブラッセル条約）の 25 条に該当するか否かの判断を怠った、（2）差止命令に民事的効力はなく、刑事制裁を予定しており、フランスの国際的公序に反する、（3）パリ控訴院はロンドン高等法院での裁判の訴状送達が適法に行われたか否か確認していない、（4）同じくパリ控訴院はロンドン高等法院での手続において、被告に防御の機会を与えたか否か確認しておらず、欧州人権条約 6. 1 条に反する、と主張して原判決の取消を求めた。

破毀院は、（1）について「（パリ控訴院）判決は 1998 年 4 月 24 日命令（マリーバ・インジャンクション命令）が 1996 年 8 月 1 日に提起され、1997 年 3 月 11 日に訴状が送達された本案の訴えの枠内で行われ、高等法院によって来る 4 月 24 日に申立人の求める保全措置について判断する旨を明示した、1998 年 4 月 21 日交付の特定通知（*notice of motion*）が前もって行われており、パリ控訴院は当該命令が被告に出頭を命じないまま一方的に行った決定ではなく、ブラッセル条約第 3 章が適用されるものと判断したものである」と認定し、（2）について「被告に裁判所の設けた限度の範囲内で財産の処分を禁じた当該差止命令は、民事的性格の仮の保全措置であり、承認のためには、刑事制裁（法廷侮辱罪）とは独立して判断されなければならない。当該差止命令は債権者の法的権利を保全する措置として、被告本人に財産の処分を禁じたもので、間接的にも債務者の基本的権利や外国の主権を損なうものではなく、防訴的差止命令（*anti-suit injunction*）とは異なり、国家の管轄にかかるものではない<sup>(40)</sup>。したがって、国際公序に反するものではなく、他の承認要件を充足する限りフランスの裁判所により受容される」とした。

---

(40) *anti-suit injunction*（防訴的差止命令）については、ゴットヴァルト（三上＝藤井訳）「国外的な効力を伴う民事裁判所の処置の限界」石川＝三上編『国際民事訴訟の基本問題』（酒井書店、1994）87 頁を参照。

さらに、(3)については「(パリ控訴院) 判決は1996年8月1日に高等法院に出された訴状が1997年3月11日にロンドンにおける被告ストルゼンベルクの知っていた最後の住所に送達されており、その後同人は原告にも裁判所にも新しい住所を通知しておらず、訴状はその後裁判所の許可を得て、ロンドンの複数の住所に送達され、国際的な新聞紙上にも掲載された」ので、送達は適法に行われたとし、最後に(4)については、「公序に反する措置は、当該措置をとった国の法律およびブラッセル条約に予定された保障では当該措置をとった裁判所での防御の権利の明白な侵害から被告を保護するのに充分でないような例外的な場合にのみ考慮されるのであって、欧州人権条約6条の衡平的な手続を受ける権利はブラッセル条約27条の意味における国際公序に基づいている」とし、「ロンドン高等法院における手続は準拠法に従って行われ、被告ストルゼンベルクは適法に呼び出されたが出頭せず、代理人も立てず」、同人が「イギリスの裁判所で防御の権利を奪われたことはない」として、ストルゼンベルクの上告を棄却した。

## (2) ブラッセル条約における外国の保全命令

ブラッセル条約の25条は、外国判決承認・執行の対象について「本条約において、判決 (*décision*) とは、判決、命令、執行命令、書記官による訴訟費用の確定など、その名称が何であれ、締約国の裁判所によって言い渡されたすべての決定をいう」としている。ブラッセル条約を継承する2000年12月22日規則<sup>(41)</sup>の32条の規定も同様である。すでに欧州司法裁判所は、1990年6月19日の判決<sup>(42)</sup>で「EC法によって解決されるべく裁判所に提起された事件について、判決の完全な実効性を保障するために保全措置をとることを国内法が禁じるならば、EC法の実効性は減少してしまう」として、裁判に

---

(41) 欧州理事会規則44－2001号「民事および商事に関する裁判管轄ならびに判決の承認と執行に関する規則」(ブラッセル1と略称)をいう。

おける保全手段の重要性を説いていたところであり、プラッセル条約の域内では、承認・執行対象を広くとらえているのである。しかしながら、保全の緊急性と必要性を認識する一方で、被告の防御の機会を保障するとの要請にも配慮している。この観点から、一般にドニラウラー判決と呼ばれる1980年の欧州司法裁判所判決は一定の制限を課しており、フランスではドニラウラー判決に沿った取扱が行われている<sup>(43)</sup>。

ドニラウラー判決（欧州司法裁判所1980年5月21日判決<sup>(44)</sup>）は下記のと

- (42) CJCE 19 juin 1990, The Queen c / Secretary of State for Transport, ex parte: Factortame Ltd. e. a., affaire C-213 / 89. 国際的保全措置の必要性を論じる論稿でコリンズが挙げている (Collins, Essays in International Litigation and the Conflict of Laws, Clarendon Paperbacks, 1994, p7)。スペイン人が出資し、イギリスに設立されたファクターチーム社は95隻の漁船を有し、イギリスに船籍登録していたところ、1988年にイギリスの船籍登録制度が抜本改正され、新たな船籍登録はイギリス人所有者の船舶またはイギリスの監督下にある船舶等に限られることとなった。国籍を理由とする登録の可否は EEC 条約に違反するとして、別途欧州司法裁判所で取り上げられているが、その間、ファクターチーム社の漁船は登録ができないため、操業できない状態にあったため、イギリスの裁判所に、欧州司法裁判所での裁判の解決前に、保全措置を求める訴えが提起され、欧州司法裁判所では、EEC 条約に基づく国内法の施行を猶予することは可能かが争点となった。
- (43) Gaudemet-Tallon, Les conventions de Bruxelles et de Lugano, 2e éd., L. G. D. J., 1996, p. 232. 具体的な事例として、Cass Civ. 1er, 18 mai 1994, Micciche c / Banco di Roma, R. C. 1994, 688, note Ancel がある。これは、イタリアの裁判所が発した支払督促命令についてフランスでの執行判決が求められた事件である。この支払督促命令は、債権者の一方的な申立てによって、債務者を呼び出すことなく行われ、債務者は異議があれば、命令が発せられてから20日以内に裁判所に申し立てる構成になっている。破産院は手続保障を理由に、この支払督促命令について執行判決 (*exequatur*) を認めなかつた。
- (44) CJCE, 21 mai 1980, Denilauler c / Couchet Frères, affaire 125 / 79 ; Rec. CJCE, p. 1553, JDI 1980, p. 939 obs. A. Huet, Rev. crit. DIP 1980, p. 787 note E. Mezger.

おりである。

・事案の概要：

フランスの会社クシェ兄弟社はドイツ国内に居住するドニラウラー氏に融資していたが、期日に返済されなかつた。このため、クシェ兄弟社はフランスの大審裁判所にドニラウラー氏を相手に貸金返済請求の訴えを提起した。同裁判所はクシェ兄弟社の請求を認め、同時にその申立てを受けて、フランス旧民事訴訟法 48 条に基づき、ドニラウラー氏を審尋することなく、同氏がフランクフルト所在の銀行に有する預金口座に対する仮差押えを認めた。次に、クシェ兄弟社はドイツの裁判所にフランスの裁判所の仮差押え許可についての執行判決と差押質権 (*Pfandungsbeschluss*) の設定を申し立て、ドニラウラー氏は召喚されることなく、この申立てが認められ、この旨が送達された。ドニラウラー氏が控訴し、ドイツの上級裁判所はフランス国内で債務者が審尋されることなく許可された仮差押えを他の国が執行することは適法か、債務者の防御の機会が保障されるべきかという点についてルクセンブルグ議定書<sup>(45)</sup>に基づいて欧州司法裁判所に意見を求めた。

・判旨：

欧州司法裁判所は、執行の目的物が所在する国の裁判所が保全の必要性を判断すべきであり、「当事者が召喚されず、事前の通知がなく執行されることが予定されている仮のまたは保全の措置を認める判決等はブラッセル条約の適用を受けない」と判示した。

### (3) ストルゼンベルク判決の分析

フランス新民事訴訟法 509 条<sup>(46)</sup>は、執行判決の対象を外国裁判所の判決

---

(45) 「ブラッセル条約の解釈に関する欧州裁判所への諮問に関する 1971 年 6 月 3 日ルクセンブルグ議定書」(1975 年 9 月 1 日発効)。ブラッセル条約は法律ではないために、条約の文言の解釈は欧州司法裁判所に委ねられている (Gaudemet-Tallon, *Les conventions de Bruxelles et de Lugano*, 2e éd., L. G. D. J., 1996, p. 6)。

(*jugement*) および公正証書としているが、一方、承認・執行の要件については、旧民事訴訟法とともに明文で規定していない。このため、承認・執行の要件は判例で形成されてきた。1964年ミュンゼール判決は、判決を行った裁判所に国際裁判管轄があること（間接管轄）、適正手続の保障、フランス国際私法が指定する準拠法が適用されたこと、公序違反がないこと、判決の詐取がないことの5要件を設けている<sup>(47)</sup>。また、外国判決の執行については、外国判決に対して執行判決（*exequatur*）を発する方法をとっている。

わが国の外国判決承認・執行制度と比較すると、フランス新民事訴訟法509条は、わが国民事訴訟法118条4号にいう相互の保証の要件を除いて<sup>(48)</sup>、わが国民事訴訟法118条の要件と大きく異なる点はないようである。また、執行判決の裁判では、外国判決の実質再審理を行わないこともわが国と同様である。

### ①外国判決承認・執行の対象

フランス新民事訴訟法は、執行判決の対象を外国裁判所の判決としており、わが国民事訴訟法118条が「確定判決」としていることと大きな違いはないようであるが、フランス新民事訴訟法のいう「判決」は命令を含む広い概念である。また、EU法上も、ドニラウラー事件判決の制限はあるものの、ブ

(46) 新民事訴訟法509条は「外国の裁判所によってなされた判決及び外国の管理によって承認された証書は、法律によって定められている方法でかつ法律によって定められている場合に、共和国の領土で執行することができる」とする（訳は法務省司法法制調査部編『注釈フランス新民事訴訟法典』（法曹会、1988）303頁による）。

(47) 1964年ミュンゼール判決（Cass. Civ., 7 janvier 1964, Munzer c. dame Munzer）によって定立された要件である。その後1967年バシール判決（Cass. civil.. 1er sect. 4 octobre 1967 Bachir c. dame Bachir）は、外国裁判所の訴訟手続を公序の要件に包含させ、要件調査の項目を4点とした

(48) フランスにおける外国判決承認に相互の保証要件がないことについては、拙稿「外国判決承認における『相互の保証』批判」企業法学9巻178頁参照。

## 58- ワールドワイド・マリー・インジャンクションの承認・執行（小梁）

ラッセル条約 25 条は、外国裁判所の「命令」についても執行判決を認めており、外国判決承認・執行の対象はわが国と大きく異なっている。

たとえば、2004 年破毀院判決に先立って、破毀院の 2000 年 10 月 17 日判決<sup>(49)</sup>がある。

これは、アメリカ・ニューヨーク南部破産裁判所のチャプター・イレブン手続開始決定について、フランスに所在する倒産債務者の財産にチャプター・イレブン手続上の自動停止 (*automatic stay*) の効果を及ぼすために、手続開始決定についてのフランスの執行判決が求められた事案である。原審のパリ控訴院は、チャプター・イレブン手続開始決定をフランス新民事訴訟法 509 条にいう「判決」ではないとして執行判決を求める原告の請求を棄却したが、破毀院は控訴院判決を破毀して、差し戻している。

2000 年破毀院判決は、アメリカ連邦倒産法上のチャプター・イレブン手続の事件であり、今回のストルゼンベルク事件は、ワールドワイド・マリー・バ・インジャンクションについての執行判決の事件であるが、いずれもフ

---

(49) Cass. 1er Ch. civ., 17 octobre 2000, Barney's Inc., c / CM, D 2001 J 688, note Vallens. 判決文は,<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=99676&indice=1&table=CASS&ligneDeb=1>で見ることができる。1996 年 1 月 10 日、アメリカのアパレル・リテイラーであるバーニーズ社とその子会社 6 社は、アメリカ・ニューヨーク南部破産裁判所にアメリカ連邦倒産法に基づくチャプター・イレブン手続の開始を申し立て、翌日 11 日に同裁判所は同手続開始を決定した。同決定には自動停止 (*automatic stay*) の効果があるため、倒産債務者は同決定についてフランスにおける執行判決を求めて訴えを提起した。なお、同月 22 日には、連邦管財官が債権者委員会委員を選任した。パリ控訴院は同決定が判決ではなく、執行判決の対象ではないとしたため、バーニーズ社が上告した。破毀院は「新民事訴訟法 509 条によれば、裁判官による人的、物的に権利義務の効果を生じさせる関与 (*intervention*) はすべて、執行判決を受けることのできる決定 (*decision*) を構成する」とし、「バーニーズ社の支払停止宣告にかかる裁判所の判断 (*intervention*) は債権者の追及をすべて停止させるものである」から、原判決は執行判決を規定する新民事訴訟法 509 条に反するとして原審を破棄し、差し戻した。

ンスにおける債務者、債権者、当局などの作為を命じるものではなく、単に、債務者の財産処分を禁ずるという不作為を命ずる性格のものである。今回、破毀院は外国の命令に執行判決を認めるに当たって、この点を考慮しているようである。

## ②手続の保障

今回のストルゼンベルク事件では、被告ストルゼンベルクはイギリスの裁判での共同被告の手続の分離、マリーバ・インジヤンクションの申立ておよび同手続にかかる出頭において、充分な防御の機会が与えられなかつたとし、イギリスの裁判所の判決・命令は欧州人権条約6条<sup>(50)</sup>に違反すると主張した。また、1996年8月1日の訴状の送達は1965年11月15日民事又は商事に関する裁判上の文書の外国における送達及び告知に関する条約15条<sup>(51)</sup>に反していると主張した。

今回のストルゼンベルク事件では、本案の裁判においてマリーバ・インジヤンクションの申立てが行われており、被告ストルゼンベルクは裁判所から

(50) Convention de sauvegarde des Droits de l'Homme et des Libertés fondamentales, Rome 4. XI. 1950. 同条約6条1項は「すべての者は、合理的な期間の間に、民事の性格を有する権利と義務の争いを判断する裁判所によって、その主張を聞きとどけられる」と規定している。

(51) Convention du 15 novembre 1965 relative à la signification et la notification à l'étranger des actes judiciaires et extrajudiciaires en matière civile ou commerciale. 同条約15条1項は、「訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が送達又は告知のためこの条約の規定に基づき外国に転達された場合において、被告が出頭しないときは、(a) その文書が、受託国において作成される文書をその国の領域内にいる者に送達し若しくは告知するためその国の法律で定める方法により、送達され若しくは告知されたこと又は(b) その文書が、この条約に定める他の方法により、被告に対し若しくはその住居において実際に交付されたこと。及び、これらのいずれかのこととともに、当該送達、告知又は交付が被告の防御のために十分な期間を置いて行なわれたことが立証される時まで、裁判所は、裁判を延期する」と定める。

適法に召喚を受けている<sup>(52)</sup>。したがってドニラウラー判決のいう「当事者が召喚されず、事前の通知がなく執行されることが予定されている仮のまたは保全の措置を認める判決」には当たらないとされたものである。さらに破毀院は、欧州人権条約6条違反の裁判は、裁判を行った国の国内法が適切な手続きの保障を与えていないようなきわめて例外的な事態<sup>(53)</sup>であり、本件では当たらないとしている。

### ③刑事制裁と公序要件

最後に、被告ストルゼンベルクは、ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションは私法上の効果を生ずるものではなく、フランス国内の財産を処分した場合、刑事制裁が加えられることが予定されているとして、ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションに執行判決を認めることは、フランスの国際公序に反すると主張した。これに対して破毀院は、マリーバ・インジャնクションは単に財産処分を禁じる命令であり、その民事性を判断する上では、違反に対する制裁とは別に考慮しなければならないとして、刑事性を否定した。

## 5. 国際的な保全処分の承認・執行に向けて

債務者の執行逃れを防止するためには、本案の裁判とは別に保全処分をと

---

(52) 本判決の評釈で、ブシュはドニラウラー事件判決が「当事者が召喚されず、事前の通知がなく執行されることが予定されている仮のまたは保全の措置を認める判決等はブラッセル条約の適用を受けない」と判示しているが、2004年判決の事件では、本案事件で被告ストルゼンベルクが召喚され、応訴している点を指摘している（D. 2004, Juris p. 2747）。

(53) 国内法が裁判権を保証していない典型事例がホーンズビー事件である（CEDH 19 mars 1997, Hornsby c / Grèce, affaire 107 / 1995 / 613 / 701）。ギリシャの裁判所の対応の遅延が指摘されている。

ることが有効な手段であることは否めない。問題は債権者の債権回収の期待の保護と債務者の防御の機会の保障との比較衡量であると考えられる。しかしながら、わが国では外国の保全処分についてわが国の執行判決の対象となるか否か、議論が充実しているとはいえないかった。過去の議論においても、「判決」との対比で「決定」は終局的な判断ではないこと、決定手続では被告の手続保障が欠けていること、に焦点が当てられてきた。この点で、上掲のストルゼンベルク事件判決は、決定であっても承認するというプラッセル条約25条の枠組みを前提にしている点で、わが国とは同一の次元で論じることは妥当でない点もあるが、外国保全処分の執行判決について、二つの重要な示唆を与えている。一つは、執行判決の対象となる外国裁判所の保全処分が本案事件の係属中に行われたものであることであり、もう一つは、当該保全処分が債務者に不作為を命じる差止命令であって、承認・執行国側の積極的作為を要せず、承認・執行国側の主権 (*souveraineté*) を侵害するものではないこと、である。

外国判決承認・執行制度が設けられている理由として、私的な紛争は本来国家の利益とは関係のないものであり、裁判は国家主権の一作用ではあるが、私企業同士の争いにかかわる外国の裁判所の判決の効力を認めたからといって、わが国が外国の主権に服したことにはならないこと、外国の裁判所の判決であっても、私的な法律関係の安定性を高めること、外国の裁判所の判決があるにもかかわらず、あらためて自国の裁判所に判決を求めなければならないならば、当事者の負担は大きくなり、訴訟経済上割が合わないこと、外国と自国の二つの裁判所が競合することになれば、二つの裁判が矛盾するかもしれないこと、裁判を行った裁判所の方が、一般に外国の裁判を承認する裁判所よりも事案を詳しく審理していること<sup>54</sup>、などが挙げられている。こ

---

(54) Arthur T. von Mehren and Donald T. Trautman, *Recognition of Foreign Adjudications: a survey and a suggested approach*, 81 Harv. L. Rev. 1601, 1604 (1968)。

62- ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションの承認・執行（小梁）

うした外国判決承認・執行の必要性にかんがみると、単に外国裁判所の「未確定」の「決定」であることを理由に、執行判決を拒絶するのではなく、ワールドワイド・マリーバ・インジャնクションについて執行判決を判断する際には、被告債務者の防御の機会の保障の有無と当該命令がわが国における積極的な行為を要しないものか否かという 2 点を基準に判断すべきではないかと考える。